

議事日程

守口市門真市消防組合議会臨時会

平成三十年七月二十六日（木）

午後二時開会

日程	事件番号	事件名	備考
第一		会期について	
第二	議案第七号	平成三十年度守口市門真市消防組合会計補正予算（第一号）	
第三	議案第八号	守口市門真市消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	

平成三十年七月二十六日

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

守口市門真市消防組合議会臨時会会議録

(守口市門真市消防組合消防本部会議室)

○ 出席議員(十五名)

○ 議事日程

平成三十年七月二十六日(木) 午後二時開会

日程第一 会期について

日程第二 議案第七号 平成三十年度守口市門真市消防

組合会計補正予算(第一号)

日程第三 議案第八号 守口市門真市消防組合消防本部

及び消防署の設置等に関する条

例の一部を改正する条例案

一番	池田	治子	議員
二番	森	博孝	議員
三番	岡本	宗城	議員
四番	内海	武寿	議員
五番	戸田	久和	議員
六番	今田	哲哉	議員
七番	亀井	淳	議員
八番	酒井	美知代	議員
九番	大藤	みつ子	議員
十番	福西	寿光	議員
十一番	西尾	博道	議員
十二番	小鍛冶	宗親	議員
十三番	竹嶋	修一郎	議員
十四番	阪本	長三	議員
十五番	江端	将哲	議員

○ 地方自治法第二百二十一条に基づく出席者

管 理 者	西 端 勝 樹
副 管 理 者	宮 本 一 孝
副 管 理 者	中 村 誠 仁
消 防 長	熊 本 正 雄
次 長	池 邨 行 弘
次 長	谷 本 寿 一
守 口 消 防 署 長	日 比 敏 夫
門 真 消 防 署 長	好 川 和 彦
總 務 課 長	北 山 義 人
予 防 課 長	福 井 裕 次
警 備 課 長	山 田 幸 彦
司 令 課 長	西 尾 秀 昭
特 別 救 助 隊 長	土 井 義 治
會 計 管 理 者	久 野 隆 博

○ 守口市・門真市防災担当部局出席者

守口市危機管理監	多 田 昌 生
守口市危機管理室長	古 川 富 郎
門真市総務部長	大 兼 伸 央
門真市危機管理課長	石 丸 琢 也

○ 議会事務局出席職員

総務課 参事	中 田 一 人
総務課 長補佐	宮 崎 智 之
総務課 総務係 長	馬 場 大 輔
総務課 総務係 長	山 本 大 介
総務課 総務係 主任	緒 方 正 文

~~~~~

午後二時開会

○ 江端将哲議長 組合議会臨時会を開会するに先立ちまして  
謹んで申し上げます。

この度の大阪北部地震及び西日本各地で発生した豪雨により、多くの尊い命が失われたことに深い哀悼の意を表しますとともに、り災されました皆様をお見舞いする次第でございます。ここに犠牲となられました方々の御冥福をお祈りして、ただいまから黙とうをささげたいと存じます。それでは、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○ 江端将哲議長 黙とう

(約十秒間黙とう)

○ 江端将哲議長 お直りください。黙とうを終わります。御着席願います。

それではこれより組合議会臨時会を開会いたします。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会臨時会を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中、また酷暑の中、御出席を賜りまして、深く敬意を表する次第でございます。

また、平素は組合議会の運営につきまして、多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、本日の案件は全て重要なものとなっておりますので、慎重なる御審議のほどよろしくお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、管理者から御挨拶を受けることいたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 江端将哲議長 西端管理者

○ 西端勝樹管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素から消防行政の推進につきまして、常に適切な御指導、御助言を賜り、心から感謝を申し上げます。でございます。

先ほど、議長からもございましたが、この度の大阪北部地震及び豪雨による被災者の皆様方には、心よりお見舞い申し上げます。

本消防組合といたしましては、七月七日より緊急消防援

助隊の一員として、水槽付ポンプ車、高規格救急車を各一台と八名の隊員を派遣し、救助活動等を実施するとともに、その後も救助工作車を一台、後方支援隊及び交代要員として、隊員を延べ二十五名派遣いたしております。

この度のことを期に、さらに災害対策を踏まえた上での市民生活の安心、安全を図ってまいる所存でございます。

さて、本臨時会におきましては、平成三十年年度補正予算及び条例に関し御審議をいただくことと相成っております。何とぞよろしく御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

○ **江端将哲議長** それでは、これより会議を開きます。

書記から、本日の欠席議員等の報告を受けます。

○ **宮崎智之総務課長補佐** 御報告申し上げます。

本日は十五名全員の御出席でございます。

以上、御報告を終わります。

○ **江端将哲議長** 定足数は超えておりますので、会議は成立いたします。

この際本日の会議録署名議員を定めます。二番森議員、十三番竹嶋議員にお願い申し上げます。

これより議事に入ります。ただちに日程に入ります。本日の日程は、お手元の議事日程のとおり、日程第一「会期について」から日程第三、議案第八号「守口市門真市消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」までの計三件を付議すべきこととなっております。

それでは、日程第一「会期について」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日一日といたしましたと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ **江端将哲議長** 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決定いたしました。

次に移ります。日程第二、議案第七号「平成三十年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」を議題といたします。

○ **十一番 西尾博道議員** 議長

○ **江端将哲議長** 西尾議員

○ **十一番 西尾博道議員** この際動議を提出いたします。ただいま上程されました議案第七号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されることを望みます。

○ 江端将哲議長 ただいま西尾議員から、議案第七号及び以下上程される諸事件の朗読は、提出主文のみにとどめ、他は省略されたいとの動議が提出されました。よって、本動議を直ちに議題とし、お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議題の朗読は省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 江端将哲議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 それでは、議案第七号「平成三十年度守口市門真市消防組合会計補正予算(第一号)」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議七一をお開きいただきたいと存じます。

第一条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ九百八十五万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十億二百六十八万二千円にさせていただきます。

次の、第二条におきましては、債務負担行為の補正を、

お願いするものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づきまして、歳出から御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議七一をお開きいただきたいと存じます。

補正の内容でございますが、先月六月十八日に大阪府北部を震源とする震度六弱の地震が発生し、本消防組合管内においても最大震度五弱を観測いたしました。

今回の地震により、庁舎等を点検したところ、築五十年が経過している門真消防署本署において、壁体等に損傷を受け、崩落の危険があり、使用不能の状態となったため、門真消防署本署を閉鎖し、本署機能を消防本部へ移転させるための費用を補正させていただこうとするものでございます。

門真消防署本署を閉鎖し、解体するための設計業務を実施することに伴い、消防施設費の委託料で三百九十九万二千円、また、工事請負費につきましては、門真消防署本署を閉鎖することに伴う仮囲い工事で百六十八万四千円、また、指令システム移設工事に四百七十七万八千円の合わせまして五百八十六万二千円の増額をさせていただこうとするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、付議事件議七一五に

お戻り願いたいと存じます。

今回の補正に伴い、分担金として九百八十五万四千円の増額をお願いするものでございます。

なお、この補正によります分担金の増額分九百八十五万四千円の算出表は、付議事件議七―六のとおりでございます。守口市分が五百二十八万八千円、門真市分が四百五十六万六千円の増額となっております。

以上が、歳入歳出予算の補正内容でございます。

次に、第二条、債務負担行為の補正につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、付議事件議七―三にお戻りいただきたく存じます。

本年四月に消防整備計画について、守口消防署本署を単独整備し、現消防本部屋外訓練場に新消防本部棟を建設し、消防本部事務部門を移転。その後、現消防本部を改修し、門真消防署本署とし、両署の耐震化を図るとの改訂を行いました。

今般、門真消防署本署を閉鎖することに伴い、早期に消防本部棟を建設し、消防本部事務部門を移転させる必要があるため、債務負担行為の追加といたしまして、新消防本部棟建設設計業務委託事業につきまして、記載の期間、限度額で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 江端将哲議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○ 九番 大藤みつ子議員 議長

○ 江端将哲議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 はい。今回、六月十八日に地震があつたということで、消防の門真署の方が一部、上の方が落ちたということも相まって、今回の補正が出てきた

というふう聞いておるんですが、七月三日の、議会が七月三日の日に消防の方が議会がありました。六月十八日に地震があつて、そこから多分早急にね、いろいろな調査をしたり、ここの施設が使えるのかとか、やっぱり消防職員がそこで寝泊りしてる部分もあるので、ちゃんと点検もされたと思うんですが、ただ、七月三日の議会に、この補正の方がね、出すことができなかつたのかどうか、その点の具体的な理由、よろしく願います。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 江端将哲議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 大藤議員の御質問にお答えします。六月十八日の地震を受け、庁舎にクラック等が入り、危険



度、使用の可否について、専門家のアドバイスを受けた  
ほうがよいとの意見を両市の建築指導課から受けました。

その意見に基づきまして、六月二十一日、専門の業者に  
現地を確認してもらったところ、築五十年が経過している  
ことから、補強は必要であり、また経年劣化も考慮すれ  
ば、さらに危険な状態であるとの意見をいただき、今後震  
度六強以上の地震が発生すれば崩壊する危険は大であり、  
安全な建物として機能するには、耐震補強工事を考えなけ  
ればならないとのアドバイスを受けました。

そのアドバイスを受け、種々慎重に検討した結果、門真  
消防署本署を閉鎖し、その機能を消防本部と南部出張所へ  
仮移転させる運びとなりました。

消防本部の一部を門真消防署本署として、使用するため、  
移転費用を補正させていただこうとするに当たり、必要経  
費等の検討及び算出、また、消防整備計画にもあるように、  
消防本部屋外訓練場に新消防本部棟を建設し、事務部門を  
移転させ、現消防本部を改修し、門真消防署本署として、  
使用することから、早期に新消防本部棟の建設  
事業に着手する必要があるため、その検討及び費用の  
算出等をする必要があったことから、七月三日の消防組合  
議会に間に合わなかったものでございます。

以上です。

○ 九番 大藤みつ子議員 議長

○ 江端将哲議長 大藤議員

○ 九番 大藤みつ子議員 はい。ルールがあつて間に合わ  
なかつたという説明ですが、いろいろね消防の建物が、お  
話を聞くと、経年劣化もあり、震度六が来たらさらに危  
険だと、今回のやつは門真の方は震度四というふうにお  
聞きしてますが、やはりね市民の命をまず第一に守つて  
いただく消防であると、そして、その消防がきちつと安  
全にね、やっていけるといふな施設も非常に重要だと思  
います。だから、やっぱりこういうふうなことがあつて  
ね、今回補正を出されてますが、やはりいろんな意味で  
こういう施設の点検とか、こういうふうな新たなことを  
やっていく場合はね、適切に迅速にやっていただきたい  
ということを意見として言っておきます。

以上です。

○ 江端将哲議長 ただいまの大藤議員、御意見だということ  
で受け賜わっておきます。他に質疑はございませんでし  
ょうか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結

いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第七号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第三、議案第八号「守口市門真市消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

それでは、書記をして、議題を朗読させます。

○ 宮崎智之総務課長補佐 議案第八号

守口市門真市消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

守口市門真市消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成三十年七月二十六日提出

守口市門真市消防組合 管理者 守口市長 西端 勝樹

以上

○ 江端将哲議長 提案理由の説明を求めます。

○ 北山義人総務課長 議長

○ 江端将哲議長 北山総務課長

○ 北山義人総務課長 それでは、議案第八号、「守口市門真市消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」につきまして、御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の付議事件議八―一及び二を、あわせまして、付議事件参考資料議八―一を御参照賜りたいと存じます。

先ほどの補正予算の提案理由でも申し上げましたとおり、築五十年が経過し、老朽化している門真消防署本署が、今回の地震により、使用不能の状態となったため、本署機能を消防本部へ移転させる必要が生じたことから、門真消防署本署の位置を現在の門真市松葉町一番一号から、消防本部のある門真市殿島町七番一号へと改めようとするものでございます。

最後に施行期日を平成三十年八月六日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 江端将哲議長 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第八号を採決いたします。本案は地方自治法第四条第三項の規定に基づく特別多数議決であり、出席議員の三分の二以上の者の同意を必要といたします。

それでは採決いたします。本案を原案のとおり決することと異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 江端将哲議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

それでは、閉会に際し、管理者から御挨拶を受けることといたします。

○ 西端勝樹管理者 議長

○ 江端将哲議長 管理者

○ 西端勝樹管理者 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御提出いたしました全ての案件につきまして、終始慎重に御審議の上、速やかなる御決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後とも、より一層の御指導、御助言を賜りますようお願いを申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は大変御苦労様でございました。どうもありがとうございました。

○ 江端将哲議長 続きまして、閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、終始慎重なる御審議を賜り、どうぞおこりなく、全日程を終わらせていただき誠にありがとうございました。

ここに、深く感謝の意を表すとともに、今後とも、組合議会の円滑なる運営に、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして、本臨時会を閉会いたします。

す。どうもありがとうございました。

午後二時二十分閉会

〵〵〵〵〵〵〵〵〵〵〵〵〵